

財務省令第一一三三號

関税法施行令（昭和一十九年政令第五五五号）第一一一条及び第九十三条の規定に基ひて、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のよつて定める。

平成十四年三月一十九日

財務大臣 塩川 正十郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五五五号）の一部を次のよつて改正する。

第三条を次のよつて改める。

（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定）

第三条 令第一一一条（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定）に規定する財務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行つ回条に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。

別紙第一号書式備考8を次のよつて改める。

8 本邦へ入国する者が入国の際に携帶して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第

二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。）X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。

附則

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 本邦へ入国する者が入国の際に携帶して輸入する貨物若しくは関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イに規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第三条第二項第一号に掲げる貨物について電子計算機を使用して改正前の関税法施行規則別紙第1号書式備考4に掲げる事項を同書式に記載する場合には、この省令の施行の日から平成十四年四月三十日までの間、同書式の各片を領収済通知書、納税告知書・領収証書及び領収控の順に接続することができる。